

生駒市条例第46号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉健康部」を「福祉部
こども健康部」に改める。

第2条市民部の項の次に次の1項を加える。

福祉部

- (1) 高齢者福祉に関する事。
- (2) 国民年金に関する事。
- (3) 障害者福祉に関する事。
- (4) 生活保護に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。

第2条福祉健康部の項を次のように改める。

こども健康部

- (1) 児童福祉及び少子化対策に関する事。
- (2) 健康及び保健衛生に関する事。
- (3) 病院事業に関する事。
- (4) 国民健康保険に関する事。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。